

## 放課後児童クラブの設備および運営基準について

### 1. 法改正と専門委員会報告の概要

#### 児童福祉法の改正

- ① 対象年齢の見直し・・・「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」  
→ 「小学校に就学している児童」
- ② 運営基準の法定・・・国が基準を定めて市町村が「条例」制定
  - (ア) 従事する者及びその員数について・・・政令で定める基準に従う  
⇒指導員の資格、配置基準
  - (イ) その他の事項・・・政令で定める基準を参考に市町村が決める  
⇒開設日、開設時間、施設等の基準



#### 厚生労働省社会保障審議会

##### 「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」報告書より

- 省令上の基準として定めるもの
  - (ア) 国の従うべき基準
    - ※ 職員体制・・・2人以上で、うち1人は有資格者
  - (イ) 国の参酌すべき基準
    - ※ 児童の集団の規模・・・おおむね40人まで。40人を超えるクラブは分割運営または、複数の児童の集団に分ける
    - ※ 施設・設備・・・児童1人あたりおおむね1.65㎡以上。静養スペースを設けることが適当。
    - ※ 開所日 年間250日以上
    - ※ 開所時間 平日3時間以上、休日8時間以上
- 新たに作成するガイドライン等で示すべきもの
  - ・放課後児童クラブの具体的な機能・役割の明確化
  - ・資格要件としての研修科目・内容等
  - ・児童と継続てきな関わりを持つ経験を有する者における資格要件の考え方
  - ・職員の資質向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制
  - ・安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点
  - ・障がいのある児童の受入体制
  - ・被虐待児、養育困難家庭など特別な支援を必要とする家庭の児童への対応

## 2. 市の基準を定めるにあたっての論点

### ① 基準条例の範囲、内容

現状、公設、民設クラブともに市委託事業としており、放課後児童の育成事業を行っているので、公設、民設ともにこの条例の範囲としてはどうか。

国において省令上の基準と新たにガイドラインを作成することから、本市においても条例とガイドラインの運用を考えてはどうか。

### ② 基本保育時間

基本保育時間を定め、超える部分は保護者のニーズを勘案して延長保育としてはどうか。

例) 学校課業日は放課後～18時30分または19時まで

例) 学校休業日は8時～18時30分または19時まで

### ③ 基本開所日

基本開所日を学校課業日および学校休業日の平日と定め、土曜、日曜、祝日については、保護者のニーズを勘案して開所することとしてはどうか

### ④ 基本保育料

さきの基本保育時間については、保育料を一律とする。

施設定員とも関連する（保育料収入）が、学年によって保育料の区別はしないこととしてはどうか。

延長保育、土曜保育、おやつ代等はクラブで定めることとしてはどうか。  
減免措置をどのように規定するか。

### ⑤ 施設基準

40人を1クラブとすることが基本ではあるが、41人以上を認めないと、入所できない児童が出てくるおそれもある。「生活スペースについて児童1人あたり1.65㎡に努める」としてはどうか。

### ⑥ 指導員の資格、員数（従うべき基準）

2人以上配置。うち1人は有資格者とする。

現状では20人以上のクラブでは3～4人体制をとっている。

児童数によって配置基準を定めるべきか。

☆今後の検討の方向　子ども子育て部会で議論された方針により、放課後児童クラブ運営主体と協議を図っていきます。（放課後児童クラブ連絡会）

そこでの検討、協議をふまえて部会ならびに本会議にて方向性を定めます。

### 3. 近江八幡市内の放課後児童クラブの運営の特徴

#### (1) 開所時間

- ・午前中に開所が8カ所、午後から開所が6カ所。
- ・終了は大多数が19:00までとなっている。18:30までが1カ所、19:30までが2カ所、21:00までが1カ所。

#### (2) 延長料金

- ・17:30からが1カ所、18:00からが5カ所、18:30からが2カ所、19:00からが1カ所、延長料金なしが6カ所。

#### (3) 土曜保育

- ・月1回程度1カ所、月2回程度3カ所、ほぼ毎週10カ所。合同保育を実施するクラブもある。加算はクラブによりさまざまである。

#### (4) 保育料

- ・学年ごとで保育料を区別しているクラブが大多数である。ところが県内他市ではあまり例がない。
- ・1～2年が10,000円～15,000円、3～4年が8,000円～13,000円、5～6年が7,000円～11,000円の範囲。
- ・学年の区切りは帰宅（預かる）時間の違いから設定されてきた。
- ・長期休暇のときに加算をするクラブが9カ所、加算しないところが6カ所。
- ・兄弟減免を実施するクラブ11カ所、一人親減免を実施するクラブ7カ所。

#### (5) 指導員の配置、資格

- ・全てのクラブで複数配置を基本としている。児童数が20人を超えるクラブは3人～4人を配置している。
- ・資格を有していない場合もあるが、児童福祉事業に2年従事しているもの、認定児童厚生指導員資格を有しているもの等が配置されている。

※ 認定児童厚生員資格制度は、財団法人児童健全育成推進財団が独自に位置づけている制度であるため、「児童の遊びを指導する者」の資格には規定されていない。